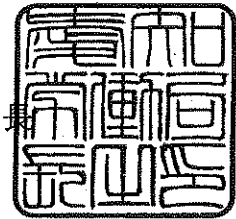


登録教習機関の登録事項変更の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年6月13日

愛知労働局 具



- 1 名 称 一般社団法人日本ボイラ協会
- 2 所 在 地 東京都港区新橋五丁目3番1号
- 3 代表者職氏名 会長 辻 裕一
- 4 登 録 番 号 第 6 号
- 5 登 録 区 分 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習



名 称	変 更 後	一般社団法人日本ボイラ協会
	変 更 前	一般社団法人日本ボイラ協会
所 在 地	変 更 後	東京都港区新橋五丁目3番1号
	変 更 前	東京都港区新橋五丁目3番1号
代表者職氏名	変 更 後	会長 辻 裕一
	変 更 前	会長 刑部 真弘
事務所の名称	変 更 後	一般社団法人日本ボイラ協会 愛知支部
	変 更 前	一般社団法人日本ボイラ協会 愛知支部
事務所の所在地	変 更 後	名古屋市名東区大針一丁目23番地
	変 更 前	名古屋市名東区大針一丁目23番地